

令和3年第10回教育委員会会議記録

令和3年10月7日（木）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 議案第1号 八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 日程第 3 議案第2号 八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 日程第 4 議案第3号 八雲町立図書館協議会委員の任命について
- 日程第 5 議案第4号 八雲町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第 6 議案第5号 八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について
- 日程第 7 議案第6号 八雲町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第 8 議案第7号 八雲町指定文化財の指定について
- 日程第 9 議案第8号 教育財産（旧泊川小学校校舎等施設）の所管換え及び種別替えについて
- 日程第 10 議案第9号 教育財産（教職員住宅）の所管換え及び種別替えについて
- 日程第 11 報告第1号 令和3年度ものづくり・アイデア作品展審査結果について
- 日程第 12 その他

◎出席者

教育長	土 井 寿 彦
委 員	松 永 正 実
委 員	福 田 浩 子

◎欠席者

委 員	羽 田 圭 吾
委 員	神 原 伸 哉

◎出席した説明者

学校教育課長兼	
学校給食センター所長	石 坂 浩太郎
学校教育課参事	齊 藤 精 克

学校教育課長補佐	松 浦 真理子
学校教育課施設係長	若 山 晋 悟
社会教育課長	佐 藤 真理子
社会教育課長補佐	木 下 智 之
社会教育課文化財係主任	大 谷 茂 之
図書館管理係長	笹 田 幸 男
体育課長	三 坂 亮 司
体育課管理係長	菊 地 恵梨花
熊石教育事務所長	野 口 義 人

【開会 午前10時00分】

◎開会・開会宣言

○教育長 本日、令和3年第10回教育委員会会議を招集いたしました。出席ご苦労様です。

本日の出席者は3名です。定足数の出席を認めます。よって、令和3年第10回八雲町教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議日程は、お手元に配布のとおりです。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○教育長 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員に、福田浩子委員を指名いたします。

◎日程第2 議案第1号

○教育長 日程第2 議案第1号「八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○給食センター所長 議案第1号八雲町学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明いたします。議案書1ページをお開き願います。

学校給食センター運営委員会委員は、八雲町学校給食センター設置条例第4条第2項により、給食センターの円滑な運営を図るため、20人以内で組織し、学校の職員、父母の代表者、学識経験者を教育委員会が委嘱することとなっており、この度、前委員の任期満了により、議案書記載の14名を新たに委嘱するものです。

内訳は、学校の職員が4名、保護者代表が9名、病院薬剤師1名であり、再任が9名、新任が5名となっております。

なお、委員の任期は、条例第4条第3項の規定により、本年10月1日から令和4年9月30日までの1年間となっております。

以上、議案第1号の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3 議案第2号

○教育長 日程第3 議案第2号「八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 議案第2号八雲町社会教育委員兼八雲町公民館運営審議会委員の委嘱について説明いたします。議案書2ページをお開きください。

社会教育委員は、社会教育法第15条第1項及び第29条第1項並びに八雲町社会教育委員条例第3条及び第4条の規定により、社会教育に関して助言するため、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から教育委員会が委嘱することとなっております。

また、条例第2条の規定により、委員の定数は20人以内と定められており、この度、議案書記載の14名を委嘱するものです。

委員の内訳は、学校教育関係者3名、社会教育関係者6名、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者5名です。再任11名、新任3名となっております。

また、八雲町公民館条例第15条に基づき、公民館運営審議会委員につきましては、八雲町社会教育委員をもって充てることとなっておりますので、社会教育委員が兼務することになります。

なお、委員の任期は本年10月1日から令和5年9月30日までの2年間となっております。

以上、議案第2号の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第3号

○教育長 日程第4 議案第3号「八雲町立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○図書館長 議案第3号八雲町立図書館協議会委員の任命について説明いたします。議案書4ページを開きください。

図書館協議会は、八雲町立図書館条例第16条の規定により設置されており、図書館の健全かつ円滑な運営を図るため、7人以内で組織し、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある方の中から教育委員会が任命することとなっております。この度、議案書記載の6名を任命するものです。

委員の内訳は、学校教育関係者 1 名、社会教育の関係者 3 名、学識経験者 1 名、一般公募 1 名です。全員再任となっております。

なお、委員の任期は本年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 2 年間となっております。

以上、議案第 3 号の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第 3 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第 3 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 5 議案第 4 号

○教育長 日程第 5 議案第 4 号「八雲町文化財保護審議会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 議案第 4 号八雲町文化財保護審議会委員の任命について説明いたします。議案書 5 ページをお願いします。

文化財保護審議会は、八雲町文化財保護条例第 13 条、第 15 条及び第 16 条の規定により、文化財の保存及び活用に関する重要事項について審議するため、10 人以内で組織し、学識経験を有する者から教育委員会が任命することとなっており、この度、議案書記載の 7 名を任命するものです。再任 6 名、新任 1 名となっております。

なお、委員の任期は本年 10 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までの 2 年間となっております。

以上、議案第 4 号の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第 4 号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第 4 号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 6 議案第 5 号

○教育長 日程第 6 議案第 5 号「八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員会委員の任命について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 議案第 5 号八雲町スポーツ推進審議会委員兼八雲町総合体育館運営委員の任命についてご説明申し上げます。議案書 6 ページをお開き下さい。

八雲町スポーツ推進審議会委員は、スポーツ基本法第 31 条で、市町村に地方スポーツ推進に関する重要事項を調査審議させるためスポーツ推進審議会を置くことができると定められ、八雲町スポーツ推進審議会条例第 4 条の規定により、学識経験のある者、関係行政機関の職員から教育委員会が町長の意見を聴いて任命することとなっており、この度、任期満了を迎えたことから、議案記載の 5 名を任命しようとするものです。

任命する委員の内訳は、学識経験者として、町内競技スポーツ団体で組織する八雲・熊石体育協会からそれぞれ1名、地域スポーツの振興関係者として、町内会等で組織している地域スポーツ団体から1名、町民のスポーツ振興のため町が委嘱しているスポーツ推進委員から1名、児童・生徒スポーツ振興の関係者として、中学校体育連盟から1名を任命するもので、うち3名を再任し、2名が新任です。任期は、八雲町スポーツ推進審議会条例第6条の規定により、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの2年間となっております。

なお、八雲町総合体育館条例第5条の規定で、総合体育館運営委員は、八雲町スポーツ推進審議会委員をもって充て、その任期はスポーツ推進審議会委員の任期によると規定されていることから、あわせて任命するものであります。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第5号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第5号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第6号

○教育長 日程第7 議案第6号「八雲町スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○体育課長 議案第6号八雲町スポーツ推進委員の委嘱についてご説明申し上げます。議案書7ページをお開きください。

スポーツ推進委員は、スポーツ基本法第32条第1項で、当該市町村におけるスポーツ推進に係る体制整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、必要な熱意と能力を有するものの中から、市町村教育委員会が委嘱することとなっており、この度任期満了を迎えたことから、議案書記載のとおり14名を委嘱するものです。

委嘱する委員の内訳は、地域スポーツ団体推薦として4名、学校関係者として町内各学校から5名、スポーツに関心と理解があるものとして教育委員会が推薦するもの5名であり、再任が13名、新任が1名となっています。

任期は、八雲町スポーツ推進委員規則第5条に基づき、令和3年10月1日から令和5年9月30日までの2年間となっております。

なお、今回の委嘱にあたり、八雲町自治基本条例第17条の規定により委員の公募を行いましたが、応募はありませんでした。

以上、議案第6号の説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第6号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第6号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第7号

○教育長 日程第8 議案第7号「八雲町指定文化財の指定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 議案第7号八雲町指定文化財の指定について説明いたします。議案書8ページをお開きください。

本件は、八雲町文化財保護条例第4条の規定に基づき、第8回八雲町教育委員会議において、八雲町文化財保護審議会に諮問することとした八雲町の文化財2件3個について、同審議会からの答申を受け、八雲町指定文化財として指定しようとするものです。

議案書9ページにありますように、八雲町文化財保護審議会において、候補物件について協議・検討いただき、八雲町文化財に指定することが望ましいという答申をいただきました。

その内容について、前回より変更となった点について説明いたします。議案書10ページをお開きください。

八雲町指定文化財候補物件1件目は、名称「北海道第1号の木彫り熊とモデルとなったスイス製木彫り熊」です。

この答申書の中の「5八雲町指定文化財の指定を適当と認める理由」において、文言を一部整理しており、「6所有者」について、諮問書と変更となっており、議案書記載のとおり確認してございますが、所有者の希望により公表する場合は非公開とすることとしております。

また、「8文化財の所在」について八雲町郷土資料館を付け加えております。

続いて、議案書12ページをお開きください。同じく候補物件2件目は、名称「家形石製品」です。

本物件については、「5八雲町指定文化財の指定を適当と認める理由」において、文言を一部整理しております。

なお、今回指定する文化財については、すでに八雲町木彫り熊資料館・郷土資料館において常設展示しておりますが、町の重要な文化財として町民に改めて広く周知してまいります。

以上、議案第7号八雲町指定文化財の指定についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 候補物件1件目の所有者が、公表する場合は非公開というのは、自分が所有しているということを非公開にしてほしいということではよろしかったでしょうか。

○社会教育課長 はい。所有者について、非公開とすることです。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第7号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第7号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第8号

○教育長 日程第9 議案第8号「教育財産（旧泊川小学校校舎等施設）の所管換え及び種別替えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 議案第8号教育財産旧泊川小学校校舎等施設の所管換え及び種別替えについてご説明申し上げます。議案書14ページからになります。

本件は、平成29年3月末で閉校した旧泊川小学校の校舎について、パソコンなどの再生事業を展開するリングロー株式会社、本社東京都から、「おかえり集学校」の全国規模長期プロジェクトで、道内初拠点として、旧泊川小学校を人々が集いつながるIT拠点の再生目的のため、施設を活用したいとの申し出を受け、町としても遊休施設の有効活用と今後当該法人の活動を通じて少子高齢化対策や雇用創出を含めた様々な面で持続可能な地域づくりの向上にも期待ができることから、貸付契約を締結し無償で貸与することとしく、併せて常駐する職員の入居場所として現在空き住宅の関内地区教職員住宅の提供も行う事業概要です。町財産の今後の有効活用を図るため、普通財産への種別替えと併せて総務課への所管換えについて議決を求めるものでございます。

15ページをご覧ください。所管換え及び種別替えをしようする施設につきましては、旧泊川小学校校舎鉄筋コンクリート造2階建て、昭和63年度取得、床面積1,326平方メートル及び熊石地域内で現在空き住宅となっている関内地区教職員住宅木造平屋建て、平成8年度取得、床面積65.41平方メートルです。

所管換えを受ける財産管理者は、八雲町総務課です。

所管換え及び種別替え年月日は令和3年11月1日です。

なお、普通財産に切替え後、11月に熊石地域で住民向け説明会、12月に財産の無償貸付についての議会への上程、そして早ければ4年1月には貸付契約を締結し、4月にプレオープンするスケジュールを計画しております。

以上、議案第8号についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

○松永委員 「おかえり集学校」というのは、具体的にどのような活動をするのでしょうか。

○熊石教育事務所長 「おかえり集学校」というのは、リングロー株式会社で全国の各都道府県に各1か所ずつ設置したいと考えている計画でございまして、そのうち全国でプレオープンも含めて6か所開設中でございまして、地元にあったようなスタイルでIT交流の拠点として施設を活用するほか、地元にもマッチングするような集い、楽しむ、相談する、遊ぶ、学ぶというようなイベントを取り組むような内容でございまして、名称に「学校」がつくことから各施設には集学校の校長をリングロー株式会社で配置し、学校のようなイメージをとりつつ展開する予定です。熊石地域は、子どもたちも少ないのでどちらかというと高齢者向けで、高齢者が集い、会話をするような場所を提供しながらパソコンの活用を図っていく狙いではないかと考えております。

○教育長 コミュニティの場になってもらえればということですね。よろしいでしょうか。

他にございませんか。

○松永委員 教職員住宅は関内ということで少し遠いと思うのですが、どうなんでしょうか。

○熊石教育事務所長 はい。リングロー株式会社に確認中ですが、2名常駐職員を配置したいという希望です。現在、泊川小学校のグラウンド敷地内に元の校長住宅1棟1戸があります。そちらについては、既に普通財産になっておりますので、そこと併せて距離は少し遠いのですが、関内の空き住宅2棟2戸を用意して提供しようという計画でございます。リングロー株式会社の方にも、1度現地を下見していただいております。場所等については確認いただいております。もしも、関内の場所が遠いということであれば、近くの公営住宅で料金はかかりますが、そういう選択肢もできると考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

○福田委員 先ほどの説明で11月に住民向け説明会を行うとありましたが、それはリングロー株式会社が行うのでしょうか。それとも町が行うということでしょうか。

○熊石教育事務所長 今まで全国6か所で行っていた結果を見ますと、リングロー株式会社が主体で地元向けに説明を行い、町はサポート的な立場の説明会と考えております。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第8号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第9号

○教育長 日程第10 議案第9号「教育財産（教職員住宅）の所管換え及び種別替えについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○熊石教育事務所長 議案第9号教育財産 教職員住宅の所管換え及び種別替えについて引き続きご説明申し上げます。議案書16ページ、17ページです。

所管換え等の理由については、平成29年3月末で閉校した相沼小学校に付属する教職員住宅であり、熊石地域の学校統廃合によりまして、今後においても教職員の入居を見込むことが困難なことから、行政財産の用途を廃止し、普通財産に種別替えを行い、町有財産の有効活用のため、町の総務課へ所管換えを行いたいところでございます。

所管換え等をしようとする教職員住宅は、場所としては旧第二中学校のグラウンド向かい側にある物件です。

地番が、熊石折戸町461番地36、1棟1戸、住宅番号はZ-11、建築年月日が平成7年12月6日、構造が木造で敷地が町有地、床面積65.41平方メートルです。

所管換えを受ける財産管理者が八雲町総務課です。

所管換え等の年月日は令和3年11月1日を予定しております。

この物件につきましては、近日中に一般競争入札により公売される予定であります。

なお、現在熊石地域の教職員住宅は全部で10戸ですが、先程の議案とこの物件分を引きますと8戸、入居戸数は7戸、空き戸数は1戸です。

また、これ以外に旧熊石高校公宅に4名及び町営住宅に3名の教職員が入居している状況です。

以上で、議案第9号についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問ございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、議案第9号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○教育長 ご異議がございませんので、議案第9号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 報告第1号

○教育長 日程第11 報告第1号「令和3年度ものづくり・アイデア作品展審査結果について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○社会教育課長 報告第1号令和3年度ものづくり・アイデア作品展審査結果について報告いたします。議案書18ページをお開きください。

八雲町公民館では、子どもの創造力を伸ばし、手作りの楽しさや工夫する喜びを体感してもらうことを目的に「子どもアイデア作品展」を開催し、本年は町内5小学校から141点の作品の応募がありました。

8月27日に町内での審査会を実施し、町長賞、教育長賞、公民館長賞、北海道新聞社賞のそれぞれ3点、計12点を令和3年度ものづくり・アイデア作品展・第67回函館地方児童生徒発明工夫展に出展したところ、先月審査会が終了しました。

議案書19ページのとおり、八雲町の児童7名の作品が特別賞に選ばれ、これらの作品については、現在北海道青少年科学技術振興作品展に出品されております。他に奨励賞4点、入選1点が、また学校賞として町内2小学校が選出されましたので報告いたします。

なお、本作品展の全出品数は記載のとおり14点と聞いております。

以上報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○教育長 事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○教育長 無ければ、報告第1号は報告済みといたします。

◎日程第12 その他

○教育長 日程第12 その他ですが、事務局から何かありますか。

○体育課長 資料はございませんが、令和3年度文部科学大臣表彰の生涯スポーツ功労者表彰の受賞が決定しましたのでご報告いたします。

この生涯スポーツ功労者表彰は、過去4年以内に「北海道スポーツ賞」を受賞された方を対象とするもので、本年度は北海道から生涯スポーツ功労者として3名、生涯スポーツ優良団体として5団体の受賞決定しております。

受賞した方は、去る9月13日にご逝去されました八雲剣道連盟会長の故阿部順一氏で

す。

故阿部順一氏は、八雲剣道連盟設立当初の昭和27年から剣道の普及と青少年の健全育成のため剣道指導に携わり、平成11年から平成22年までの12年間、八雲町スポーツ少年団本部本部長を、平成15年から八雲町体育協会理事を務められており、これまでの精力的な活動が評価され、令和元年度に北海道スポーツ賞を受賞し、この度の受賞となっております。

北海道スポーツ賞受賞後も剣道少年団の指導にあたり、これまで複数回出場しているねりんピック北海道代表を目指し、更なる技術向上と後継者育成のため鍛錬されておりましたが、本年7月中旬に体調不良により函館市内の病院に入院し、生涯スポーツ功労者表彰が決定した直後に残念ながらご逝去されました。

被表彰者が表彰式前に死亡しておりますが、受賞が既に決定していることから、表彰規定に基づき親族へ授与されることとなっております。

なお、例年であれば10月に文部科学省講堂で表彰式が開催されることとなっておりますが、コロナ禍により中止が決定しており、表彰状授与は別途スポーツ庁から指示があることとなっております。

以上、文部科学大臣表彰生涯スポーツ功労者表彰の受賞についての説明とさせていただきます。

○教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(「なし」という声あり)

◎閉会の宣言

○教育長 無いようですので、本日の会議に提出した議案等の審議はすべて終了いたしました。これをもちまして、令和3年第10回教育委員会会議を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

【閉会 午前10時32分】